

令和8年度津野町観光情報発信事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度津野町観光情報発信事業委託業務

2 委託業務の目的

SNS等のツールを利用して、観光スポット、歴史、文化、食、自然などの魅力やイベント、観光情報などを効果的かつ効率的に実施することで、津野町への訪問、滞在時間の延長、地域内の周遊、リピーターの増加など、観光振興と地域の活性化につなげることを目的とする。

3 委託業務の内容

上記の目的を達成するため、令和8年度津野町観光情報発信事業委託業務（以下「本業務」という。）を発注者と連携を取りながら、別表に記載している業務を行う。なお、本業務は別紙をふまえた内容とするが、記載内容以外でより良い工夫等があれば、手法及びその頻度、そこから得られる成果等が分かるよう提案すること。

4 成果品等

(1) 成果物の提出

- ア 本業務の成果物を翌月15日までに毎月作成すること。
- イ 月間作業報告書の内容については、発注者と事前に調整したうえで作成すること。

(2) 実績報告及び検査について

- ア 本業務の報告回数を（月1回）とし、月締めで区切ることとする。
- イ 受注者は業務完了後、月間作業報告書を作成して発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。
- ウ 発注者は、必要がある場合には、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができることとする。

(3) 成果物の種類

- ア 発信した内容、日時、件数がわかる月間作業報告書（任意様式）
- イ Instagramのインサイトページをもとにアカウント状況を分析したもの（任意様式）
- ウ 投稿に使用した写真（記録媒体はDVDとする。）

(4) 納品場所について

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野 225 番地 1
津野町役場星のまち魅力創造課

5 見積限度額

2,115 千円（消費税及び地方消費税を含む）

6 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

7 著作権等

(1) 成果物に関しては、次に掲げる行為をすることを許諾するものとする。

ア 成果物の内容を公表すること。

イ 成果物を利用して発注者の業務を実施すること。

ウ 本業務の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。また、発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使しないものとする。なお、成果物の著作権が発注者・受注者の共有としたい場合であっても、上記に掲げる成果物の利用を許諾するものとし、発注者以外の第三者に許諾しないものとする。

(2) このほか、受注者との契約においては、以下の趣旨を契約に盛り込むこととする。

ア 受注者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。

イ 受注者は、発注者に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。

ウ 委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害し、第三者に対しての損害賠償又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

8 その他

(1) 本事業を実施するにあたり、受注者は発注者と十分調整することとする。

(2) 本業務を円滑に遂行するため、発注者が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求めることができるものとする。

(3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。

(4) 個人情報に関わるデータを取り扱うときは、別記個人情報取扱特記事項を遵守することとする。

項目		内容		主なターゲット	更新頻度	数量	備考
①	Instagram (Facebook) による情報発信	フィード投稿	津野ぶらのフォロワーの目に留まるような写真を利用してリアルタイムな投稿(イベント情報、旬のグルメ、景色、どっぷり高知旅キャンペーンに沿ったもの等)を行い、来訪意欲の向上につなげる。津野ぶら公式Facebookと連携すること。投稿は週1回とすること。投稿の際にストーリーズも同時に投稿すること	津野ぶらInstagram (Facebook) のフォロワー	※週1件以上	50件/年	※毎月の実績に応じて支払うものとする
		リール投稿	拡散力の高いショート動画を活用して津野町の認知度向上に資する投稿(旅行プランの提案やテーマを定めた内容のもの等)を行い、発見タブからのアカウントリーチによるフォロワーの増につなげる。投稿は、津野ぶら公式Facebookと連携すること。投稿日は、毎月15日までとすること。投稿の際にストーリーズも同時に投稿すること	津野町に興味を持った観光客、リピーター、インバウンド	月1件以上	1件/月	
②	奥四万十ブログによる情報発信	(一社)奥四万十高知が運営するHP(奥四万十時間)の奥四万十市町村ブログにて、津野町の観光情報の投稿を行う		県外、県内の奥四万十地域に興味のある観光客	※月1件以上	4件/月	
③	津野ぶらホームページ運営	古い情報の修正や新しい情報の更新など、ホームページ内の整理、トップページの更新などの作業を行うことで、津野町の観光情報がいつでもweb上で閲覧できるようにする。更新作業は、津野町役場本庁舎内のパソコンで行う		県外から高知を訪れる観光客、各メディア	※月1回程度	1回/月	
④	こうち旅ネットによる情報発信	サイトに掲載している内容の更新、イベント情報の発信		県外から高知を訪れる観光客	※月1回程度	1回/月	
⑤	イベントバンクプレスへのイベント情報など登録、発信。新規イベント、注目イベント、新たな観光振興の取り組みのプレスリリース	サイトに掲載している内容の更新、イベント情報の発信		各メディア	※月1回程度	1回/月	
⑥	とさてらすデジタルサイネージによる情報発信	イベント情報の発信		県外から高知を訪れる観光客、各メディア	※月1回程度	1回/月	
⑦	その他独自の提案						

- ・記事の掲載について発注者と月1回以上の打ち合わせを行う。
- ・SEO対策※も考えながらライティングをおこなう。
- ・写真撮影は高性能一眼レフを使用し、加工や調整を行う。
- ・丁寧な取材、撮影をおこなう。

※SEO対策(Search Engine Optimization)とは、検索結果で自社サイトを多く露出をするために行う対策のことで、検索エンジン最適化とも呼ばれる。検索にかかりやすいワードを意識して使ったり、わかりやすいタイトルや見出しを使用する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8条 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは

その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。